

未曾有の大震災と原発事故…。透明性と公正さが問われている
当然、被害者団体も例外ではない。

【能瀬訴訟 since.2009 解説】 2009-能瀬訴訟解説 pdf
**市民が「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」を
名誉毀損で告訴。(岡山地裁)**

和解協議中に

▲被告、機関紙の虚偽記載を大筋認める▼

※被告が裁判所の和解勧告に誠実に対応し、市民に相応の謝罪を行うかどうか数ヶ月の間、慎重に見守ってきた。だが、2012年1月10日、事態は正反対となった。和解協議室内とはいえ、機関紙記事が事実に反することを認めておきながら、交渉を決裂に持ち込む(能瀬氏談話)とは、まことに順序が反対であろう。右列は原告の談話だ。▼



【能瀬訴訟 最新情報】

**被告、和解協議中に
機関紙の虚偽記載を
大筋認める。**

(嘘を認めるのに2年半…)

ところが一転、謝罪(損害賠償)は拒否。裁判官の和解勧告を流産に追い込む。

平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件の和解交渉

原告 能瀬英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者
を守る会

【原告・能瀬英太郎氏の談話】

和解協議の中で嘘を認めた被告

岡山地方裁判所で進行中の上記事件は証人尋問も終わり2011年8月で結審した。判決を前にして裁判官は、できれば和解で訴訟を終結したいと、和解協議を開始した。2011年9月のことである。

以後約5カ月の間に月1回の協議

【能瀬裁判 経過】

原告提出証拠から「被害者団体」及び「救済基金」の驚くべき内部実態が明るみに。**■差別暴言(被害者自身の記録)と、■被害者家族への素行調査記録(被害者家族の内部告発)などから判明する基金職員の「思惑」。**

■運営の改善を求める被害者家族と一般市民に、徹底的な個人攻撃を加える「被害者団体」上層部

2009年2月18日、岡山市米倉在住の自営業・能瀬英太郎氏は、「公害被害者団体」の機関紙上で著しく名誉を傷つけられたとして、機関紙の発行元である「森永ひ素ミルク中毒の被害者を

「守る会」を相手取り、名誉毀損の損害賠償請求訴訟を起こした。同氏は、記事の内容は嘘の羅列であり、“事実無根の記事で著しく名誉を毀損された”として、名誉回復(機関紙上での謝罪記事の掲載)と損害賠償を求め、岡山地方裁判所民事部(写真)に訴状を提出、即日受理された。



能瀬氏は、かつて、同事件の被害者救済運動を支えた市民ボランティアの一人だが、最近、“現救済団体は、運動の創始者や改善の為にもの言う被害者との家族を敵視・除名排除し続ける一方で、本来の恒久救済をほとんど実施しておらず、運営にも大きな闇がある”として、詳細な事実を元に数々の論文を発表していた。また、被害者の親からの要望で、被害者家族の支援を行っていた。

ところが、2007年8月20日、現「守る会」は機関紙「ひかり」(第460号)の第1面を全面使って、「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏(元「森永告発」)の動き2007.7.29守る会常任理事会声明」などと大見出しで同氏の名前をあげつらって個人攻撃をおこなった。

これに対して能瀬氏は、紙面内容そのものが事実無根の羅列であり、財務面を含めた深刻な問題を指摘する国民を、嘘で塗り固めた記事を使って人身攻撃する「被害者団体指導部」の実態は、もの言えない立場に置かれている重症被害者救済の視点からみても看過できない、との立場から名誉回復の

を続け、5回にわたり双方から意見を聞き、和解による終結を探ったが、被告側の非常識な対応により協議は決裂した。

そのなかで明らかとなつたことは、被告が2009年、機関紙「ひかり」460号の第一面全面を使って原告の実名をあげつらって個人攻撃した記事内容が事実に基づいていなかったことを、未だ一部限定ながら、被告自身が認めたことである。

証人喚問でも嘘が露呈

それは証人尋問での被告側証人の言動をみても、もはや避け難い事態であった。そもそも法廷では嘘を言ってはいけないのに、見てもないことを事実であるかのように自信満々で証言した直後、今度は、原告から事実を突きつけられた証人は、なんと原告に「質問」を返すありさまとなつた。

和解そのものが原告側の妥協

そもそも提訴は裁判所で判決を下すよう求めるものである。

それを和解に切り替えることに同意したのは、機関紙の嘘が公判でも明確に判明したからには、被告も何がしかの反省をしていると期待し、原告側としても、出来る限りの寛容と妥協の精神を發揮すべき時と考えたからである。

なお、原告の要求は訂正文の掲載と損害賠償の二点セットで、二つは相互関係にあり、一つだけ切り離しては意味をなさない、という前提である。

逆に、被告に対して裁判所と原告

訴訟に踏み切った。

ところで、能瀬氏は、機関紙第460号の内容が嘘であることをもって告訴したのだが、被告は、該当機関紙に書いた記事の真実性の立証責任（挙証責任）を事実上放棄している。他方で被告は、争点はずしのため、過去の能瀬氏の批判への「反論」ばかり行っている。しかし、そこから、はからずも被告・「被害者団体指導部」の異常な支配の実態が明るみになっていることは注目に値する。

■「和解後」20年間にわたり批判者を排除し続け、組織を掌握。

以下、今裁判の争点とは直接関係がないが、その背景にある「“救済”開始後」の問題について触れたい。

かつて、「守る会」では、スターリン主義的な独裁手法を好む勢力が主に外側から入り込み、次第に幅をきかせるようになった。これに対し、組織の変質傾向を是正しようとした創設期の指導者を、今回と同じように、機関紙1面を使って徹底攻撃し、しかも反論は絶対に許さないという手法で除名排除を強行した。その後、傘下の会員被害者家族から批判の自由を奪い、現状組織の実権を完全に掌握するに至っている。

その上で毎年拠出される、森永乳業からの10億円をゆうに越える資金が、深刻な被害を抱える重症被害者には十分補償されず、高齢の親の抗議（法的措置に基づく人権救済申し立ても含む）を封殺しながら「自在に活用」されている。2級相当被害者への年金額の方が、より重症な1級被害者への年金額より多い、（被害が重症化すると生活

のどちらか一方でも寛容の精神を發揮しなければ、和解勧告すらないだけである。裁判官の被告へのせめてもの温情であろう。

和解勧告を混乱させる被告

当初、被告は、裁判官に対して、謝罪文ではなく訂正文を自分の機関紙に掲載する旨、受け入れるそぶりを見せていたようである。

裁判官は和解を実現するため、「訂正文」を「やわらかく」することに関して、心を碎き、原告の理解をもとめてこられた。

2011年9月16日、岡山地裁の和解協議室で、裁判官が「被告の記事が一部事実に反することが、証人尋問で明らかになったので、被告に和解案を受け入れるように話したが、どうか。」と原告に伝えてきた。

原告は「それに異存はない。少しのことなら、こちらも歩み寄る」と答えた。

（原告側妥協その1 和解協議応諾）

裁判官は『ひかり』へ載せる文章も“問題の記事は誤りだったので訂正する”くらいのことにして、そのかわりに賠償金額を増額するということも考えられる」と原告に伝えた。

（原告側妥協その2 訂正文柔軟化と賠償増額）

その後、原告と入れ替わりで、部屋に被告側代理人が呼ばれ、被告側は、返事を次回にもってくることになった。

“原告が「勝った勝った」というから和

手当てが減額される)などという驚くべき逆転支給の実態…。また国の障害者年金をゲタ履きさせ合算させて、2級と、より重症者の1級の被害者の受取額をほぼ同額に「そろえて」(頭を切つて)いる実態…。

一方で、本来、被害者救済事業として活用されるべき多額の「救済資金」が、「専従者集団」への手厚い給与として消耗されているという主客転倒…。しかもその「専従者集団」がもの言う被害者に対しては差別的な暴言で抑圧し、その実態を外部に秘匿するために画策を巡らせている実態…。このような驚くべき事実は、能瀬英太郎氏の実証レポートとして初めて表に出た。

また、このような実態に対し、国と森永乳業は、現団体(「公益法人」である財団法人含む)と定期的に接触をしているが、運営実体は正されることなく、依然として奇妙な沈黙が保たれている。この沈黙も20年を越えるとなると、「救済事業の後退」=「加害企業の都合優先」という思考を優先するシステム構築と、その動きへ抵抗する被害者への分断支配が行われているという見方もうまれてこよう。

それは森永ヒ素ミルク中毒事件に潜むあまりにおぞましい弾圧と懐柔のDNAをあからさまにしている。それは、公害事件としてまったく「未解決」事件であり、被害者への再度の抑圧的支配が新しい手法で再開されている、という点で、公害問題の決して終わることのない、おぞましい闇を再提起するものになっている。

更にまた「未解決」の現状を無原則的に礼賛し、公害問題の現実、その深刻な被害を矮小化し、軽視する言説を意

解しない”???

10月11日の和解協議には、被告側から前野、平松両氏も出席した。理事長の小畠氏は来ることにしていましたが、体調不良とのことで現れなかった。

この日の協議で被告は唐突に、以下のような奇異な主張をした。

曰く、「和解してもいいが、そうすると、原告が裁判に勝った、勝ったとホームページなどに書かれるのがイヤだから、できない」…

意味不明な発言。だいたい、原告はホームページなど運営していない。それは被告も承知しているはず。

つまり、「(原告が運営していないどこかの誰かのホームページに)書かれるから嫌だ」というのは、「世間に知られるとまずいからイヤだ」と同意である。

では、原告は、国家的密約を隠す担当大臣のごとく、和解内容を、妻にも子どもにも伏せて、墓場の中にまで持っていくかねばならないのか。

原告の和解内容を他人がどう解釈しようが、原告の閑知外である。加えて、和解結果をどう見るかは人それぞれの自由だ。

被告は事実に反すること、つまり「嘘」を書いたことを認めておきながら、それを国民誰一人にも知られたくない、に等しいことを和解協議の裁判官に公言したことになる。

ちなみに、「“勝った”と言われるからイヤ」といわれても、原告も裁判官

団的に流布する集団の存在が、第二の公害を準備することにつながると認識されても、それはまた、仕方のないことだろう。

原告側準備書面を公開

(以下、新着順に掲載しています。古いものは最後尾のアーカイブに入れました。)

<最終提出―最新版―の準備書面を公開>

市民・能瀬英太郎氏、総括的主張を発表。

特定集団に支配された被告・被害者団体組織の異常を指摘。被害者家族と一般国民、メディア、研究者への抑圧行為を中止するよう被告に要求。



[原告側第12回準備書面\(PDF:135KB\)](#)

2011年8月31日岡山地裁提出。

公害被害者団体内部の腐敗とそのあり方に異議を唱えたわが国最初の原告・能瀬英太郎氏(岡山市)による、総括的主張。全国民が読まれ、産業公害のその後と、金銭を通じて幾重にも抑圧管理される被害者の現状を考えてほしい。たとえ幾らかカネが支給されたとしても、被害という事実に加え、被害者の不安や憤りが清算されるわけではない。金と引き換えにヒトとして決して忘れてはいけないもっとも大切なものは何なのか? ましてや公害問題や被害者の救済のあり方を語ることは被害者と加害者の間の秘密の専売特許なのか? NOである。被害者家族自身がそう言うし、それは公の問題である。公害被害者は金を出したはじめた加害企業に一転、「感謝」の姿勢を見せる義務があるのか? NOである。そんな思考方法を先進国では聞いたことがない。同じ感謝をいうなら、被害者は、市民が異なる意見を提示したり、批判したりしてくれることにこそ感謝しなければいけない。被害者は、市民・国民の一員である。市民・国民の支援によって、はじめて受け取ることができた成果ばかりであるにもかかわらず、「批判的言辞を提示する一般国民や支援

も、とまどうばかりだ。なぜなら、自分から「負けた」と言っているのと同じではないか。判決は、法的に処罰を下す場であり、それをさけようと、裁判官が心を碎いているのに、である。理解に苦しむ。

機関紙のウソが公判でも明るみになり、その公判も傍聴者が詳細にメモをとっていて、すでに一般市民に記録されてしまっているのに、この先、どうやって取り繕うつもりだろうか。

公判のやり取りと和解内容を知った国民がどう判断しようが、情報公開と言論・表現の自由が保障されている民主主義社会では、事実に基づく他人の論評を止めることなどできない。そんな要求をしたら戦前の言論弾圧の時代と同じになってしまう。

これは、ひょっとして、和解拒否の口実? との疑いも生まれた。

原告への「要求」が一気に3倍に

11月1日にも前野、平松両氏が出廷した。先に被告側が前回への回答をもって、裁判官に説明したらしい。入れかわりに、原告が部屋に入ると、**被告が持参した文書を示された。**

それによると

「(1)神戸で開催された全国大会で、原告が『妨害行動』をしたことは削除する。(2)年1回の協議を原告との間で5年間を限り実施する。(3)裁判の結果を自己宣伝に使わないと約束。(4)被告が『ひかり460号』を発行するに至ったような行動を原告は今後慎むこと。」

者はよそ者」であるかのような論理を平然と展開する感覚は、全被害者の存在を道徳的に貶めかねない悪徳であろう。加えて、これらの問題を「被害者団体という部分社会構成員の自己責任論」として傍観する視座も、第二の公害・人災を間違いなく引き寄せる。

能瀬氏は、一市民にもかかわらず、被害者家族を若いころから知る稀有な支援者として、親の苦悩や物言えない被害者家族の痛みを深く理解している。彼の文書では、それらの痛みへの共有に加え、力ネを扱う上での公明正大さと合理的説明責任…など多くの、世間では当たり前の常識が一貫して語られ諭されている。逆に、この程度のことが理解できなければ、産業公害の教訓の継承など無いにも等しい。それは日本社会が経済的には拡大しても、文化的にはなんら成長していないということにも繋がる。それはひとつの国民国家のあり方において、なんと不幸なことだろうか…。

今日の日本における異常事態とそれを招いた裏側にある要因、公害の真の教訓が現代に活かされない原因のひとつが、意外にも「被害者の問題を自己責任として捨象する歴史的意識」と、それを逆手にとてはびこる「支援という甘い言葉で国民の味方をよそおう偽装された政治集団」に潜んでいることも、そろそろ成熟社会・日本では公に指摘・議論されるべきテーマとなつてよいはずだ。福島でさえも、低線量被曝に怯える母親への風圧は、この上なく強いという。それは日本人が福島全体をなにやら自己責任で対処せよという空気へ追いやっているからではないか。先般の「自主避難」とはまさにそれを表した「指示」だ。当然、その孤立感に、内心喜び勇んで付け込む役割分担化された勢力もでてくるだろう。

悪徳は悪徳ゆえに、人々には比較的識別がしやすい。だが、この、冷戦構造、或いは55年体制の残滓ともいえる問題は、いまだに、日本の市民意識の成長の前に絶えず立ちはだかり、垢のようにへばりついて日本社会の改善の努力が必要なときに、必ず、「支援」の旗を振りながら邪魔を始める。このテーマは、いかに評論家の関心事にはなりにくくとも、何事かを成し遂げようとする人々には避けて通れない課題で

というものであった。

この被告持参「案」での、被告の反省は(1)だけで、残りの3項目はすべて被告から原告への要求(しかも、今後の行動を慎め、などという内容…)ばかりである。

原告は、その他被告が機関紙に書いた「『恨みを募らせ救済事業を破壊云々』も、被告は何らその事実を証明するに足る挙証責任を果たしていないので、その文章も削除しないと和解案は受け入れられない」と主張した。

裁判官はこの件について、さらに「訂正文」の中の表現を「能瀬氏の真意とは違う表現をした」という「玉虫色」の表現にする掲載はどうか?(※)と原告に提案した。

原告は、被告の一定の反省につながるのならそれでもよいと考え、裁判官のさらなる「玉虫色」化提案に関して、それを受け入れた。
(原告側妥協その3 訂正文第二次柔軟化)

(※裁判官は、被告への訂正指示にあたり「事実と違う」という明確な文言の記載を求めた場合、被告が嫌がるので、訂正時の表現を“玉虫色の表現にしてはどうか”と原告に提案してきた。その表現とは、“能瀬氏の真意とは違う”という記述で、これを「訂正」の代替用語として被告に許可するという提案である。

原告としては、「真意と

ある。主体的意志をもつ市民にとって、組織の名によって独裁と抑圧を正当化するイデオロギーとの決別と、新しい価値観に基づく活動スタイルの構築は今後の歴史的課題となるだろう。もだえ苦しむ人々に、この問題がへばりついて来る不幸はいい加減止めさせなければならぬ。

その問題を能瀬氏は事実から冷静に解き明かしている。だが、彼の告発は政治的告発ではない。あくまで現状の改善でしかなかった。苦しむ被害者家族を助けただけである。日本は、それが許されない社会になっていくのか？ これは一重に勇気の問題だ。勇気がなければ、常識も、良識も、その先の正義もあり得ない。そして、これは本質的に全国民にとってのテーマであり、一人ひとりの市民のテーマでもある。

組織の力でカナリアの声を抹殺し、是正と淨化の機能を無視する愚かしい習慣が、思想の左右の如何を問わず憲法の精神を踏みにじり、約束の精神という民主社会の基本理念をホゴにし、力ネでヒトの魂を支配する悪しき手法を普及している。人間のつくった組織やシステムは10年もたたないうちに腐敗をはじめるのは悲しいかな多くの人が知るところだ。そういう組織・システムは、すでに十分、腐敗腐臭をまきちらし、異常を指摘する市民を抑圧し、環境と街と人を破壊し続けている。人間の弱さとおろかさを直視し、それと格闘する少数の人間の存在を尊重できなければ、健全で活力ある未来は到底望むべくもない。

さて、わが国は、新幹線の墜落や埋立を、テレビ画面を指差して笑えるほど立派な国なのか？ 「被害者を力ネで買収している」となじつても、足元で同じことをしているようでは、他国から笑われるだけだ。裁判所でも公開され、当サイトでも一部を追加公開している「[ひかり協会職員の暴言の数々](#)」の記録を読むと、まるで鬼畜の発言・所業である。あまりに尾篭で、全文公開がためらわれるほどである。「新幹線を埋めた輩」から「そうだとしても、日本の“ひかり”ってのよりは、よっぽどマシだと思うがねえ」と言わされて、さて、反論できるだろうか。おとなりの共産党指導部から、「日本だって、共産党派と一部大企業はしっかり手をつないで被害者

は違う」の表現は極めてあいまいで、そもそも読者に訂正文として伝わるだろうか？と思ったが、原告は和解勧告を尊重する立場から、被告が心から反省するのなら、被告のメンツを保ちたい気持ちも許容し、これに同意した。

「定期的に会え」との要求は何を意図する？

ところで前記の被告持参文書中の(2)で、被告は、唐突に別の条件を持ち出してきた。それは、「原告は被告と5年を区切って年1回の協議すること」というものである。

原告に対して、「話し合いを持て」と要求する…。原告の批判に正々堂々と答えない被告が、「定期的に会え」を、和解の条件として要求する。勘の良い読者は、これがなにを意味しているかおわかりだろう。でも、原告は、これに対しても、勧告を尊重する立場から忍耐強く承諾した。(原告側妥協その4 なぜか被告と定期的に会合をもたされる)

ここまで来ると、もう原告としてはほとんど譲歩する余地がない状態だった。

和解協議で益々傲慢になる被告

12月6日の期日にも平松、前野両氏が大阪からわざわざやってきた。

だが、今回も小畠氏はきていないかった…。ところで、このお二人のご出張経費はどこから支出されているのだろうか？

を独裁管理してるんじゃないの？ 一皮むけば日本も同じ程度じゃないの？」といわれたら、どう反論すればいいのだろうか？ わが国が、戦後60年以上たって、他国に誇れるほどの民主国家に成長したのかどうか、この岡山にて、しっかりと見届けたい。

以下、争点が簡潔に整理されている能瀬氏の総括的準備書面の全文を公開する。

【能瀬英太郎氏の第12回準備書面】<原文>

平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

準備書面

(第12回)

平成23年8月31日

岡山地方裁判所第2民事部2A1係 御中

原告 能瀬 英太郎

第一、被告の責任の法的根拠について

1、被告は民法709条、710条、723条に基づいて、原告に対して損害賠償の責任を負うものである。

そして、本件不法行為は被告組織の執行機関である常任理事会の声明という、偶発的になされたものではなく、極めて意図的になされたものである。被告の準備書面、または証人平松正夫、前野直道両氏の証言からも明らかに通り、本件記事の真実性、または、真実と信ずるについての相当の理由の

まさか、ご両人の自腹？だろうか。

被告側がもってきた文章は、前回、原告が要請したものとはまったくかけ離れていた。

「公判でばれた嘘」しか認めないと誠実な態度。

被告機関紙の記事→「(森永告発を支援者でなく妨害者と決定した守る会に対して恨みを募らせ、あわよくば守る会を混乱させ、ひかり協会事業を破壊しようとねらっている。)」という部分が、原告へのそもそもその誹謗中傷である。

原告は、まず、その部分を訂正すべきであると主張し、裁判官も、被告に対して「能瀬氏の真意とは違う」(※意味)記述であったという“柔らかい表現”での訂正を求めていた。

ところが、被告の文章は、(被告総会会場前での原告の)「妨害行動」(虚偽)だけが「能瀬氏の真意とは違う」と受け取れるように、巧妙に文章を操作してあった。

「能瀬氏の真意と違うこと」(つまり虚偽記載)は、あたかも「妨害行動」をしたとの記述に限定されているとしか受け取れない内容…。つまり、法廷でバレた虚偽の部分しか認めようとせず、他のあまた書きつらねた誹謗記事の内容は「なんとか生き残らせよう」としている、極めて不誠実な内容であった。

原告は「この内容では受け入れられない」と回答すると、裁判官も「私もそのように指摘したところだ」と発言し

存在等についても、被告は何ら積極的に挙証義務を果たそうとしていないのである。被告の主張はすべて伝聞によるものか、または原告の著書等から得た知識による憶測によって書かれたものである。それらの意図するところは、原告による被告に対する批判を意図的に封じる目的で本件記事は作成されたものである。

第二、まとめ

1、本件記事とそれに付けられた見出しへ、記事全体として、それを読む会員や不特定の読者に、原告があたかもひかり協会を破壊する目的で言論活動を行っているかのように理解されるもので、それにより原告の社会的評価を低下させるものであり、原告の名誉を重大に毀損するものであることは明らかである。

したがって、被告が名誉毀損に基づく賠償責任を免れるためには、自ら記事の内容が真実であること、またはそれが真実であると信じるについての相当の理由が存在したことを立証しなければならない。

しかしに被告は、これまでの書面においても、また証人二人の証言においても、ともに何らの挙証もしていないのである。

本件記事は、前野直道証人が「だれからも取材しておりません」(証人前野直道の証言調書28頁)と述べているように、原告の著述したものからのみ入手した情報を勝手な憶測を交えて作成したものである。そして自分の書いた記事が事実であるかどうかは、何一つとして、具体的な事実によって証明されな

た。次回期日を1月10日と決めて終了した。

意味不明の「ちゃぶ台返し」

そして最終日である2012年1月10日、被告は突然、「機関紙の記事の訂正はするが賠償金は支払わない」という内容を告げてきた。

この日も、前野、平松両氏と弁護人が出廷したが、こちらは一人だけである。裁判官が被告側の協議の結果を聞くと、前野氏が発言を求めて「一昨日の四役会議で(8人出席したらしい)前回だされた原告の要求を討議した結果、訂正文には裁判官の提案を受け入れたものを載せる(※)ことは合意したが、賠償金の支払いは応じられない」というものであった。

※つまり被告は自身の機関紙に書いたことが、大筋、事実とは異なることを、認めたことになる。ところが、謝罪に相当する(損害)はしないという。

その理由はこうである。

「『ひかり』の読者は会員と僅かな部外者に読まれていてるにすぎない。これまで原告がたびたび『ひかり協会』救済事業に攻撃(※)を加えたので、それにたいする自己防衛のために書いた」という主張であった。

(※)「批判」という言葉を使わない。木メられない文章はすべて「攻撃」と形容するようだ。

約5ヶ月にわたる、和解協議の積み重ねを一方的かつ根本からひっくりかえす「ちゃぶ台返し」である。しかし、いくら考えても、被告は「ちゃぶ台

かったのである。

しかも、これまでの原告の準備書面において再三にわたって求めた「求釈明」事項にも、どれ一つとして釈明をしていないのである。

つまり被告は、その挙証責任のどれ一つも果たしていないのである。

ましてや、原告本人にも取材していないどころか、原告が以前所属していた「森永告発」の関係者にも取材をしていないのである。原告が現在もまだ「森永告発」の運動を引継いで展開しているかのように書きながら、肝心の「森永告発」関係者に対しては取材もせずに憶測で書いた記事が甲1号証である。

2、文章①で原告が「系統的に守る会や協会の批判をE氏に吹き込み煽動してきたと言える」(甲1号証)と被告は書いているが、当のE氏(榎原伊織氏)は証人尋問では、そのことを否定し「全く逆です。私があんたに吹き込んだんです、こういう内容じゃいうことを」(榎原伊織証人の証言調書16頁)と述べている。

さらに文章②についても被告の主張する原告による「妨害行動」は、まったく存在しないことが、前記榎原伊織証人の証言でも明らかになった。本件記事について執筆したという前野直道氏は、何ら裏付けのない事実を随所で一方的に勝手な思い込みで断定して書いている。

さらに文章③で、原告が批判をしているのはひかり協会の救済事業が「恒久対策案」の規程より低い実施状況であることを、ひかり協会が発表した資料をもとに展開しているのである。ひかり協会は公益法人として国から認可され、

返し」をする側ではないと思うのだが。

もうすでに、和解協議の場ではあるが、機関紙の記載が大筋嘘であることを明確に認めたのである。謝罪に相当するものを提出するのが当たり前であり、判決を回避する場合の必須条件、つまり和解の前提である。

協議を重ねるごとに、寛容ではなく、傲慢が頭をもたげ、裁判官が必須だとしてきた賠償金の支払いさえも拒否することで、実は記事の訂正をするという大前提を一気に反故にしたのであろう。和解協議の無意味化を一方的に断行したわけである。

嘘をついても謝らないのが被告の常識なら、そこに法治は無い。

今からこの5ヶ月を振り返ると、要するに被告は、はなから、一片の反省もするつもりではなかったのかしら、と思えてくる。

しかしながら、裁判官の和解勧告を受けるふりをして、原告と裁判長を翻弄し続け、和解勧告に努力した二者を最後に足蹴にした事実は残った。

実はこれは、2度目の和解交渉

原告はこれまで、なんとか和解を成立させたいと尽力される裁判官に敬意を表して、譲歩すべきことは、出来るだけ譲歩した。

その一つが、証人尋問の前になされた和解勧告である。

税制上も優遇されている社会的存在である。救済事業の成果については、多くの国民が関心を示している。とりわけひかり協会成立までには、「恒久対策案実現のため」をスローガンにして国民に支援を要請しているのである。当支援活動をした原告には、被告が支援活動の要請をした「恒久対策案実現のため」が、その後どのような状態であるかに重大な関心を持つことは、理の当然である。

「恒久対策案の実現」がなされないことは、国民にたいする被告の約束違反である。原告がひかり協会の約束違反を批判する文章をもっと多く発表したのは、被害者の親である榎原伊織氏が開設したホームページである。このホームページについて被告は準備書面の各所で、原告が中心になって作成しているように書いている。それはまったく裏付けのないことで、榎原伊織証人の証言(榎原伊織証言調書8頁)で明らかになった。これらは原告が榎原伊織氏を操り人形のように使い、原告の思い通りに操作したという被告が描いた構図が破綻したことを示している。

文章④についても、原告が「親族や被害者に近づき、その不満や不信を守る会や協会に対する体系的な批判に強化発展させ」る理由は何もないのであり、原告は親族に頼まれて支援活動をしただけのことである。それについても榎原伊織証人の証言(榎原伊織証言調書13頁から15頁)でも明らかである。

文章⑤については原告の証言(能瀬英太郎本人調書1頁から4頁)のとおりであり、それを否定する事実は、これまでの被告の準備書面や書証で示されていない。即ち文章①から文章⑤まで

その際、『ひかり460号』に対する反論文の掲載を裁判官が提示したことがあった。原告は1面全部を要求したが、裁判官が1面半分の分量の反論文掲載ではどうか、と勧めたので、譲歩した。

(原告側妥協その5 第一回目の和解勧告の受諾)

(原告側妥協その6 第一回目の和解勧告での反論文の短縮化)

被告はもともとこの裁判の内容自体を会員に隠したいのであろう。

原告が提出した「名誉毀損裁判の経緯」という極めて控え目な内容の文章を読んで、それにさえ恐れをなしたのか。被告は、掲載を拒否し、最初の和解勧告はあっけなく流れた。

機関紙を利用した無法の継続は許されない

縷々述べたが、被告の態度が許容されれば、今後も被告は、機関紙に明らかな嘘を書き連ねて市民や被害者を個人攻撃しても、攻撃された側は何年も自費で裁判をしなくてはいけなくなる。

無法機関紙の登場である。そして、名誉毀損された被害者が裁判を起こしても、一片の謝罪も訂正もしなくてよくなる。被告の無法が許容される判決が出れば、そして、もし仮に、原告がそれに対しておとなしく引き下がれば、判例は定着し、日本中の権力組織や、その他の無法集団に適用され、隠蔽工作のための圧力行為・違法行為にフリー手帳を与えることになるだろう。日本の言論を後退させる

被告は一切の挙証もできないのである。本件記事の真実性、または真実と信ずるについての相当の理由の存在等についても被告は何ら積極的に挙証義務を果たそうとしていないのである。本件記事は極めて意図的に、原告の批判活動を委縮させる目的で作成されたと思わざるを得ないのである。

それは原告の言論活動のみに限らず、ひかり協会の救済事業について評価せず批判的な言辞が僅かでもあれば、「被害者の会」を名乗って圧力を加えてきたことは、周知の事実である。その例として上げられるのが、『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』の著者中島貴子氏と、独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長の市川惇信氏に対するもの(甲31、32号)である。さらに山陽新聞の記事(甲47号)が不満であることを理由に、不買運動をちらつかせての脅しである。記事を書いた記者を被告大阪事務所まで呼び出し、2時間にも及ぶ糾弾的追究を加えて別記事(甲48号)の執筆を強要している。これらは、言論の自由に対する重大なる挑戦である。

被告は組織の内外からひかり協会の救済事業について批判があることを、認めたくないのである。組織内からの批判については、外部からの煽動や工作がないと起こり得ないと堅く信じたいのである。だから内部からの批判に対しては、榎原伊織氏に行ったような「誤支給問題」(甲82号～84号)をつくり、山田一之氏の場合は「山田氏の主な経過」(甲45号)を流布させ報復的行動にするのである。

3、被告による、本件記事の掲載・頒

契機となったと、後世に刻まれることになろう。

原告は、被告の賠償支払い拒否は認められない旨を告げたが、被告は態度を変えず、和解は流れた。原告は計6回も妥協したにもかかわらず、被告はどんな努力をしたのか?アンフェアである。

判決は3月26日岡山地裁にて下される。

追記-----

原告は2002年8月2日号の『週刊金曜日』で「森永ヒ素ミルク事件・後退する被害者救済」との題名でひかり協会の救済事業を批判した。

原告は、これに対する反論を求める手紙を、わざわざ「ひかり協会」岡山事務所に送付した。

それに応じて、被告理事長の前野直道氏が「手当支給だけがひかり協会の仕事ではない」を投稿した。

であるならば、被告は自らの機関紙(「ひかり」第460号)に原告への「批判」を書いたのなら、原告の主張を「反論」として受け入れるのが筋であろう。それが最低限のルールである。

批判とそれに対する反論の保障は民主主義の根本であるが、それを正々堂々と受け入れない被告は、自身で民主的な団体ではないことを証明しているようなもの

布で原告が今まで、被告の運動に対して長年自分の仕事も顧みず、無私な態度で支援活動を行ってきたことを意図的に歪曲し、精神的にも回復困難な程の打撃を与えた。又現在も被告を支援している、原告の知人との信頼関係を損なう結果を与えてしまった。それらは原告に精神的な苦痛を与えたことは元より、生活面にも甚大な影響を与えたのである。

これら被告の行動から次のことが読み取れる。ひかり協会への批判内容を、被告は機関紙「ひかり」には1行も紹介せず、批判はすべて「誹謗中傷」であり、それは「救済事業の破壊」であるとして1面全体を使って原告への人身攻撃を展開した。甲1号はひかり協会批判に対する「みせしめ」であり、救済批判の抑制作用を狙ったものである。今後救済事業がどちらの方向に舵を切っても、後難をおそれて批判が行われなくなるだろう。これこそ言論の自由に対する委縮効果が目的だったと言わざるを得ない。それらのことから甲1号には公共性も公益性もない。

4、このように自己の保身のためならば、人の人権を侵害して憚らない被告の悪質性は、今に始まったことではなく、これまでにも繰り返されてきたことである。組織の主導権を握ったグループが、異論を排除するために機関紙「ひかり」を利用して人身攻撃(甲28号)をしても「部分社会の法理」で違法とされなかった。それをいいことに、部外者である原告にまでも同じ手法を用いたのが本件の特徴である。このような悪辣な手法は損害倍償金の算定にあたっては深く考慮に入れなければならない。

だ。

また、民主的かどうかは、口先から出てくるものではない。実際に行っている態度で第三者から判断されるものである。

そして、自ら情報公開をしなければ、第三者は判断できないから、反論を封殺したり、言論を制限したり、批判に正面から応えようとしない、対話と公開に消極的な団体は本来の意味で民主的とは言えない。

被告が、この裁判の真相を覆い隠そうとする理由は、救済事業への批判の存在を会員に知られたくないからであろう。

一方、被告団体の会員は、大半の者が、救済が何故行われているかという理由さえ、よくは知らないのではないか。

仮にそれが恒久対策案というものによるものであることを知っていたとしても、読んだことがある会員がどれほどいるのだろうか。

また、読んだとしても、救済案の本来の意味・本質がわかるだろうか？金が出始めると、とたんに苦難の14年間を歩んだ不屈の運動の指導者を真っ先に組織から追放して、被害が抹殺された長年月の痛苦の歴史を実感する努力を放棄し、森永乳業の深謀の歴史への警戒を怠っておいて、恒久救済対策案にこめられた先人の思いが多少なりとも理解できるだろうか。

まして、救済事業の批判をどのような基準で展開したらいいか、争点も思いつかないのが現状ではないか。

そうでなければ、違法行為のやり得となってしまい、その横行を容認することになりかねないからである。原告以外にもそれを受けた者には、計りしれない怒り苦しみがあったであろうが、ほとんどの場合、泣き寝入りをするか見過されてきた。原告自身も一時は訴訟をあきらめかけたのであった。

また法律事務所を訪ねて相談しても、大部分の弁護士が「名誉毀損事件」と聞くと二の足を踏み、引き受けてもらえないのが現状である。事務員が相談内容を聞き、弁護士に会う前に断られることだつてある。それは解決まで長期間かかりながら損害賠償額が低額なことで、それに見合う報酬には程遠く割に合わない仕事だからである。よほどの正義感の持ち主か、もの好きでないかぎり見向きもしない。「岡山では名誉毀損事件は少ないので、あまり手掛けたことがない」ので自信がないとも言って断わる理由にされる。

北方ジャーナル事件最高裁判決において大橋進裁判官が『「生命、身体ともに極めて重大な保護法益である」の名誉を侵害された者に対する救済が、事後的な形によるものであるにせよ十分なものでなければ、権衡を失すこととなる点が強く指摘されなければならない。我が国においても、しばしば名目的な低額に失するとの非難を受けているのが実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいべき言論の横行を許す結果となっているのであって、この点は関係者の深く思いを致すべきところと考えられるのである』と補足意見を述べている。

以上、縷々述べた通り、被告らの本件行為の違法性は、また非人間性、被

被害者自身もなんとなく不満を心にくゆらせて、時々カネを払ってくれる有難いお上のように思わされている団体上層部への批判意識は表面に出てこないのかもしれない。

しかしこのゴマカシがいつまでも続くとは思われない。

大きくなつて、悪いの年を過ぎてもなお、迷い、迷わされ続ける被害者を見て、原告の脳裏には、往時の被害者家族の声が生々しくよみがえつてくる。

「森永のあくどい本性は変わらない。森永が憎い。心の底から憎い。憎んでも憎んでも憎みきれない。絶対に許せない。どんなに森永が償おうが、どんなに金をだそうが、この罪は終生消えることはない。私たちの心の傷も消えることはない。この体みて、毎日それを思い出すだけだ。子どもたちの健康を返せ。人間の尊厳を返せ…。」

欺瞞という名の暗雲が、今も苦しみ続ける被害者の頭上に覆いかぶさって離れない現状を見るとき、また、“森永への感謝”を要求する被告団体の一部の者の言動が、多くの物言えない被害者の、人としての尊厳を確実に蝕み、あたかも“施しものをもらうかのような存在”に落としめられている哀しみを見るとき、原告は、時計が1955年にもどってしまったかのような、わが国の現状を心底から憂う。

だが原告は、一方で、弱き国民の一人にすぎない自らみて、愕然として立ちすくんでしまうのである。こ

告らの悪質性および被害の甚大性、深刻性は明らかである。

本件記事の掲載により原告のうけた被害の大きさに対して、金200万円の賠償金の請求は決して過大ではなく、むしろ過少な請求ともいえるものである。

また、賠償金のみにより原告が被った損害が回復されるわけでもないことは、明らかである。

の虚しさが原告の心を離れる時が、果たして来るのだろうか…。そして、再び道を誤ることのない未来を子孫に、果たして遺せるのかどうかと…。この10年の体験で、底が見えない程の暗闇をみて、言い知れぬ未来への不安を感じるのである。

よって損害賠償および謝罪広告の請求は全て容認されるべきである。

「言論活動を破壊活動と表現する」被告団体の実態。
公害被害者団体の本来あるべき姿に関して市民が直言。



[原告側第11回準備書面\(PDF:306KB\)](#) 2011年5月16日岡山地裁提出。

本準備書面は被告側代理人が積み上げる争点はずしの弁護書面への反論であるため、若干分かりづらい箇所もある。被告は、能瀬氏を名指しで攻撃した理由が「同氏の違法な抗議活動」だといい続けている。これに対して、原告・能瀬氏は、弁護士会が設置している人権擁護委員会や行政への問題提起がなぜ違法なのかとシンプルに問いかけている。被害者団体のあり方を問い合わせ、問題点を事実に基づいて指摘する市民への攻撃がいかに異様なものかが、浮かび上がっている。

ちなみに、能瀬氏が厳密な事実に基づいてペンで行った批判・問題提起を「違法」であると公文書に書き連ねるのなら、被告代理人の行う弁護という仕事も、もしかしたら違法行為なのだろうか？ 弁護士会への訴えが違法行為だというのなら、弁護士会自体が違法行為を斡旋していることになるのだろうか？ 行政への訴えが違法行為なのなら、行政の市民窓口は違法行為の斡旋行為をしているということになるのだろうか？ 少なくとも素人にはそう言われているとしか映らない…。いかに弁護士でも文書に書いていいこと悪いことがあるのではないか？ 弁護士会への訴えを違法だとダイレクトに書き連ねる思考の中に、弁護士法第1条及び第2条の精神は存在するのだろうか？

**【被告団体の主張が仮に岡山地裁で一部でも認められれば、
以下のような、恐るべき全体主義の監視弾圧社会が登場】**
2011.5.12分(再掲)

被害者家族は近所の友人とオチオチ話もできない…。

運悪く、Aさんの子供が毒ミルクを飲まされて、Aさんが被害者の親の立場になつたら、近所の友人Bさんとお茶を飲みに行き、そこで、被害児である我が子の将来への不安を訴えた

り、厚労省から財団法人の認可を受けている救済基金団体Xのあり方(救済資金の半分近くが、X財団専従職員の給与と管理間接費に消えていたり、被害者に対してものすごい差別的言動をおこなったりしている理不尽など)への疑問を口にすることは絶対に御法度となる。親であるAさんは被害者団体Yの会員だが、「被害者団体Yの外部に団体Yの機密を漏らした」重大な規律違反として、また、「他の被害者に迷惑をかけた」として、財団法人からではなく、Y被害者団体のほうから攻撃と処分を受けても仕方がない社会となる。被害者団体上層部が、ものいう被害者家族の親の行動を、逐一尾行して監視したかのような「行動記録」を作成して世間にばら撒いても、人権侵害とは認定されないというナチス・ゲシュタポまがいの社会が生まれる。

被害者団体の改善に努力する被害者家族は、被害者団体から脅されても泣き寝入りしなくてはならない…。

さらに、その親Aさんが、実態を聞いた友人Bさんから「それは本末転倒だ、どうみてもおかしい」と励まされ、意を強くして財団法人Xや、被害者団体Yへの改善・改革を試みた場合、厚労省から財団法人の認可を受けているXはAさんに「数十年前からあなたに支給していた金は多すぎていた、すべてAの責任だから返せ」として数十年前にさかのぼって百万円単位以上の金を返せと嫌がらせを始めることができるし、それがなぜか、段階を追って増額されるということも合法となる。さらに加えて、被害者団体Yは、Aさんを「“外部”の市民から煽動された罪」で処断してもかまわぬことになる。

被害者家族を励ます近所の友人知人は、なぜか、被害者団体から猛烈にパッシングされる…。

同時に、その、励ました近所の友人Bさんも、被害者団体の全国機関紙で、実名を大見出で掲載され(しかも「氏」はわざと小文字にし、事実上「呼び捨て」。品性の低さを露呈しているがまったく恥という概念とは無縁のようである)、事実無根の内容で名指しで攻撃されても、名誉毀損罪の適用は免れ、超法規的処置が適用され、全国の広範囲(被害者会員以外にも)に発送されている機関紙上で侮辱されても法的手段に訴えることができないという世にも珍しい判例が生まれることになる。「当会の会員Aに、余計な知恵を吹き込んだ近所の友人Bは、我が組織を破壊する危険分子だ。Bは若いころ、こんなこと、あんなことをしていた」などと身上調査までされて、事実無根の内容で徹底攻撃されても、それは正当な行為とみなされることになる。

被害者家族を助ける市民は、被害者団体が発行する機関紙の大見出しで名指しで呼び捨てにされ、社会的信用を汚され、人権を侵害されても泣き寝入りを余儀なくされる。

さらに、その友人Bさんが、過去にその被害者団体の救済運動を支援していたとしたら、それは、感謝や敬意の対象ではなく、逆に「攻撃のネタ」に使われても仕方なくなる。Bさんは元々の(今は除名された)被害者団体のリーダーから依頼されて支援したのに、今では名誉も人権も剥奪されて当然だということとなる。「ものいう被害者家族」を励ましたという一点で、一市民にすぎない友人Bさんは、事実と異なる内容で口汚くののしられても、ののしり元が公害被害者団体の看板を掲げていれば運が悪いとあきらめるしかない、特殊な社会が登場する。

一般市民は被害者家族とみだりに話すことも遠慮すべき時代となる。なぜなら、話相手の被害者家族が、いつ「ものいう被害者」になり、被害者団体の攻撃対象にされるかわからないからだ。それと話をした市民が、いつ「吹き込み煽動」という聞いたこともない罪状で嫌がらせをうけるか、わかったもんじやないからだ。

そして、「公害被害者への市民の支援」という言葉は日本社会から消える…。

■被告「守る会」の第10回準備書面の問題点 PDF:185KB

ジャーナリスト個人への嘘にまみれた人身攻撃を正当化し、報道・学問研究の自由まで制限を加えようとする被告。

平成22年9月3日に被告から第10回準備書面が提出された。

最近、被告は、“能瀬氏こそ、守る会を誹謗中傷しているのだ”と書きたて、あまりの劣勢をなんとか「喧嘩両成敗」にしてもらおうと、争点とは関係のない、しかも、すでに反論されている内容を、お構いなしに繰り返し書き連ね、書類の山を裁判官の前に積み重ねる戦術に出ているようだ。

被告が最近にわかつに主張する“能瀬氏が行った誹謗中傷”なるものを被告の主張から要約すると、“恒久対策案を一割ほどしか実施していないといって悪く言う”というのである。 「一割実施」との指摘が、情けないかな、象徴的な意味を持つ指摘であるのは、[能瀬氏のレポート](#)を読めばおおむねわかることである。というよりも、そもそも、それは被告の会員である被害者家族自身が憤慨して批判したことを、被告はお忘れのようだ。被告は、能瀬氏が「誹謗中傷」しているというのなら、まず、もっと以前から批判している自らの会員を訴えなくてはいけなくなる。まあ、実際に会員家族の言論を封殺し、除名や、無期限の権利停止などの「処分」を歴史的に連発してきたが、結果、弁護士会での人権救済申し立てや、裁判で訴えられたのは被告のほうである。被告はこの、ごく基本的な疑問に対してもうどう答えるつもりなのだろう。

事態の背景事情

能瀬氏は仕事の傍ら、フリージャーナリストとして、森永事件に限らず、様々なテーマでドキュメンタリーを雑誌に発表してきたが、今回に関しては、批判対象がかなり異様である。能瀬氏は、一貫して、現・救済基金「(財)ひかり協会」の闇を告発し続けているにもかかわらず、批判されているはずの当の基金「(財)ひかり協会」は押し黙ったままである。そして、なぜかそれとは別組織である被害者団体が横から出てきて、能瀬氏へ攻撃的にかみつき、被害者団体が、自身の全国機関紙一面全面をつかって事実無根の主観的誹謗記事を掲載し、第三者機関への外部からの批判を封じ込めようとしたのである。本来なら、加害企業から橋頭堡化され、企業側に取り込まれる危険性をもった救済基金を厳しく監視し、被害者本意の機能を発揮させるように牽制しなければならないはずの被害者団体が、救済基金のあり方を問題視する市民ジャーナリストへ攻撃を加え、一種の親衛隊として救済機関の大賛美にエネルギーを注ぎ、足元の被害者家族の抗議にも処分を乱発しながら被害者を黙らせるために跳梁しているという姿である。

正当な批判と言論・報道の自由が「不当な手段」で脅かされても良いのかという問題

ある組織のありようを、事実をもとに指摘すると、指摘者こそが誹謗中傷の実行行為者だと、と被批判者が逆切れしてみせることはよくあることだ。だが、批判された者が全国に広く発送している機関紙で、一批判者を根拠も無く大々的に攻撃すれば、それは名誉毀損となる。今係争は、被告が機関紙に書いたことは事実か嘘か、という、子供でも分かる話である。「嘘について広報紙まで使って人をイジメれば、罰せられるんだよ」と小学生に大人が堂々と語れるかどうかという単純な話だ。ことは報道の自由の問題である。すでに、裁判所には被告が

地方紙記者や学術研究者や研究機関に対して実際に行った圧力行動の証拠が何点も報告されている。

よもやそんなことはないだろう。だが、もし、弁護士をつけない市民の足元をみて争点はずしの書類積み上げを行う行為を裁判所が叱らず、「正当な批判行為」に対する「不当な攻撃」を、「お互い言論の自由があるよね」という感覚で取り扱ったならば、「批判」と「人身攻撃」を同義語に扱う司法の姿が出現することになり、後世の物笑いになるだろう。日本からは、ジャーナリズムの報道の自由も、学問の自由も言論表現の自由も徐々に後退するだろう。被害者でない一市民が自らリスクをとつて行動を起こしている厳正な事実を傍観者的姿勢から過少評価すると、この国からは、自分の経済的利害に関係がないことにリスクをとる市民はいなくなる。独立市民の精神は後退していくことになろう。

余談:「言論の自由」に対して、「風邪と水虫」が登場

ちなみに、以下、争点とは無関係だが、被告は「後遺症の関係なく補償している」などという主張をし「風邪でも、水虫でも補償される」と書いた。さらに、調子に乗るあまり「被害者…(中略・個人名)…は…(中略)…ひ素ミルク中毒になってよかつた、といっている」とまで書き連ねている。これらの主張に、一番びっくりしているのは被害者自身だろう。このお調子に心底から憤る遺家族もいるだろう。この点に関しては、能瀬氏の[第5回準備書面\(10p-11p\)](#)を読めばそのカラクリはすぐにわかる。

被告は、“1994年以降、医療費の支出に「制度的線引き」をした”ことを指摘した能瀬氏の文書に対し、正面から反論をせず、結局出てきたのが「水虫」である。賢明な国民には、これがなんであるか一目瞭然だ。被告は、「能瀬氏とは議論がかみ合わない」と述べたが、争点に関する能瀬氏の求釈明に対しては全く答えない被告の姿をみると、議論をかみ合わせたくないのは被告側のように見える。

とにもかくにも、“水虫も風邪も”“写真の笑顔のとおり…(中略)…協会によって守られている”(本来なら守る会は、協会から守られない被害者のためにもあるんだろうが)などと裁判官へ語るのなら、詳細な母集団を基礎とした統計的データをセットで出すべきだろう。こんな文書を考慮する司法の姿はみたくないものだ。

ただ、しかし、これは被告が言うところの「よそ者」能瀬氏の問題提起が被害者にもたらした大きな成果かもしれない。なぜなら、とりあえず、すべての被害者は、「後遺症とは関係なく、医療費は支払われる」し、とりわけ風邪と水虫は手厚く補償されるらしい。リハビリテーションなどもどんどん要求すれば良いらしい。なにせ裁判所の公文書で書いて約束したのだから。約束した相手は森永乳業ではなく、厚生労働省ではなく、偽証罪で防衛された司法機関であるからだ。ただし、今回約束したのは、ひかり協会ではなく、守る会だから、そこに被告のやりくりのミソがありそうだが、とりあえず行動は起こせる。当然の要求である。これまであきらめていた被害者家族は、いますぐ岡山地裁へいって、被告第10回準備書面の閲覧を要求し、その4頁以降にかかれている手厚い補償の一切を要求してもかまわないのだ。それらを「ひかり協会」に要求してみればいいのだ。その上で、救済資金から手厚い給与を得ている彼らが、被害者に対してなんというかを詳細に世間に公開すればいい。苦しい身体と付き合う毎日を送る被害者には、「ひかり協会」には、もちろん、なんら遠慮も我慢もする必要はないのだから。

被害者の気持ちを傷つける発言

裁判資料

2009-能瀬訴訟解説 pdf

原告側準備書面原文

- 原告側 第3回準備書面 全文紹介-pdf file
- 原告側 第5回準備書面 全文紹介-pdf file
- 原告側 第6回準備書面 全文紹介-pdf file
- 原告側 第7回準備書面 全文紹介-pdf file
- 原告側 第11回準備書面 全文紹介-pdf file
- 原告側 第12回準備書面 全文紹介-pdf file

被告側準備書面への分析

- 被告側提出第3回準備書面の分析-pdf file
- 被告側提出第4回準備書面の分析(総評)-pdf file
- 被告側提出第6回準備書面の分析-pdf file
- 被告側提出第10回準備書面の分析-pdf file

↓「(財)ひかり協会」職員による重症被害者への驚くべき発言記録

岡山地方裁判所提出 甲第44号証

財団法人ひかり協会の職員による被害者への差別暴言発言

↓改善を求める被害者家族の動向への異様な監視記録

岡山地方裁判所提出 甲第45号証

重症被害者の親に対する行動監視記録

■被告「守る会」の第8回準備書面の実態

報道の自由さえ問われている今次訴訟。

平成22年5月21日に被告から第8回準備書面が提出された。

3月29日の第7回書面に引き続き2ヶ月もしないうちに出してくるという調子の良さである。だが内容には見るべきものがなく書類を積み上げて争点をすり替えることに全力を注いでいるように見える。

1. 今回の訴訟に関しては、その争点は、被告とは異なる組織である「救済基金」が実施する「事業」の内容が、被害者にとって妥当かどうか、を争うものではない。(被告が争点はずしのため、基金の礼賛をするから、結果的に基金や被告体質の問題点が争点とは関係なく原告側から指弾され続けているだけである)
2. この訴訟は、事実とは異なる内容=「嘘」をもって、自らの気に入らない人物への人身攻撃を全国規模で発行される機関紙媒体を使って実行した被告が、日本社会においては違法か合法かという、子供でもわかる単純な争いである。被告が、いくら紙数を費やして、能瀬氏を「嫌いだ」「考え方方が違う」「迷惑だ」と繰り返してみても、この争点は揺るがないし、本係争のジャッジには、なんの意味も持ちえない。
3. 争点に関して、被告の展開した嘘が、「嘘ではなく事実である」という論証は、7回も書面を出しておきながら一度も成功していない。この係争では、被告側に挙証責任があるにもかかわらず、被告はそれを事実上無視している。これでは、被告の有罪は論理的に明らかである。それとも、無意味な大量の文書を提出することで、裁判(官?)の心身を疲労させ、その心象に影響力を行使し、ミスジャッジの誘発を期待しているのなら、司法というも

のをなめた行為である。

原告である能瀬氏は弁護士を雇わず、本人訴訟で闘っている。

一方、被告である「守る会」は、弁護士を立てている。

しかしながら、いくら弁護士を使おうとも、クロをシロには出来ないし、信念をもった一人の市民を黙らせることはできない。義憤に駆られて困難にあえぐ公害被害者家族に対し支援をした一市民である能瀬氏を、機関紙1面全面を使って、しかも大見出しの実名の名指しで罵倒するという常識はずれな振る舞いしたことへの反省の気持ちが微塵もみられないのは、恐るべき部分社会のありようというしかない。被害者への献身的支援を行った能瀬英太郎氏に対しては頭を地面に擦り付けて謝罪すべきであろう。

今回のような単純な裁判で、もし被告が免罪されるようなことがあれば、例えば環境汚染の実態を報道するジャーナリストは、公害患者の黒幕だということになる。「ことを表ざたにした記者を叩け」と、加害企業や政府から私生活上のあること無いこと嘘八百を全国にばら撒かれても、記者は、泣き寝入りするしかないということになる。加害企業や国は、御用雑誌でばら撒いた記者のスキャンダルの真偽は一切証明できなくても、言い分を一方的に書いただけの陳述書を山のように出せば、裁判官から、「お互い言い争ったのだから仕方がないね」という意味不明の手打ちで免罪されることになる。そして、いつも、いじめられた市民の方が、割をくうことになる。

【原告・能瀬英太郎氏提出の第7回準備書面】  [PDF: 213KB](#)

平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面

(第 7 回)

平成22年7月5日

岡山地方裁判所第2民事部2A1係 御中

原告 能瀬 英太郎

1、被告が準備書面(8)の1で主張する「社会常識を逸脱して」とは原告が榎原氏、横田氏それに山田氏に依頼されて、岡山県弁護士会、広島県弁護士会の人権擁護委員会に人権救済の申立書を書いた事を指し、また国会議員に質問主意書の提出を間接的に依頼したことを指している。その他岡山県に公害調停について問い合わせたこともさしている。

弁護士会人権擁護委員会はこれまでにも様々な人権侵害事件について審議し、解決の方策を示してきたことは、被告代理人が最も良く知るところである。又国会に質問主意書を提出することは、政府の政策について質問することである。特に森永ヒ素ミルク中毒事件の救済開始は裁判の判決によつたものではなく、厚生省、森永、被告の三者会談で政治決着されて発足した。被害者救済事業に対する政府の意向については、三者会談以来表明されたことはない。政府の責任は果たして行政協力だけに限られるのか、第5回三者会談確認書に盛られている内容と、現在の救済状況との整合性を質することは、被害者全体にとっても有意義なことである。岡山県衛生部の部長は事件発生当時に、被災者同盟との会見で『法律の不備による事件であり、国の責任は重大である』と発言している。

現在、事件の責任を森永だけに背負わしているが、厚生省は事件後、後遺症治療に対する被害者の度重なる要請に対して、常に森永を擁護し続け適切な指導をしてこなかつたため、治療に14年間の空白が生じ、後遺症を悪化させた責任もある。

水俣病に対しての国の責任と、森永ヒ素ミルク中毒事件についての国の責任の軽重は、軽々しく論することはできない。今水俣病については社会の注目が集まり、それに比べて森永ヒ素ミルク中毒事件は、解決済みの印象を与えている。そのような中で政府の責任を再度確認することは、被害者全体にとって意味あることである。被害者の僅か4分の1(ひかり協会との連絡希望者6,000名、事件発生当時厚生省発表被害児12,131名、被害者被告会員1,600=甲第21号で前野氏記述)しか纏めているに過ぎない被告が、被害者全体を代表するが如き態度で反対することこそ「社会常識」に反することである。

そもそも被告は、原告が国會議員に依頼したという、「質問主意書の内容」を問題にしているのか、それとも「質問主意書提出依頼」そのものが「社会常識を逸脱」していると云いたいのかが、明確ではない。もし内容に対するものであるなら、そのどこに「社会常識を逸脱」したものがあるのかを指摘すべきである。「提出依頼」そのものが「社会常識を逸脱」しているとは到底思えないが、もしそうだとすれば、被告は反対する理由を詳細に述べ、今後国會議員以外の国民からの「質問主意書依頼」は断るよう、そのための立法措置を講じるべく国会へ請願運動をしたらどうだろう。

被告は準備書面(7)の16頁1行目で「公害調停申立は、被告が甲1の対策を講じなくてはならなくなつた原因の一つ」と主張しているが、原告は申立てなどしていない。架空の理由を作りあげ、自己の行為を正当化していると云わざるを得ない。

被告が「社会常識」を逸脱しているとして指摘する、以上3点の原告の行為は極めて正当なものであり、何等普通の方法に反してはいない。被告は自分に都合の悪いことはすべて排斥するという、視野狭窄的な思考方法から産み出された虚構を現実と取り違えているに過ぎない。

2、これまでの原告と被告の準備書面について要約すれば、以下のような経過をたどってきている。

(1)原告は準備書面(第1回)では、これまで森永ヒ素ミルク中毒事件にかかわってきた自身の経緯を記述して、甲1が如何に真実と乖離した記事であるかを論述した。それに対して、被告は準備書面(1)では森永ヒ素ミルク中毒事件の発生から被告の組織設立、「十四年目の訪問」の発表とそれによる被害者の全国的組織化、対森永民事訴訟提起、恒久対策案の作成、第5回第三者会談確認書による救済機関ひかり協会の設立等について述べた。

(2)原告は準備書面(第2回)で、被告準備書面(1)に書かれている事実の中に、きわめてあいまいで、事実を歪曲した部分があるのを批判した。それは特に恒久対策案についての記述であり、救済について恒久対策案の実施が不十分であることを原告は具体的に指摘した。

(3)被告は原告の批判に対して反論をすることもなく、準備書面(2)ではひかり協会の救済事業について、争点とは関係のない記述を長々と展開した。またこの中の抗弁では、ひかり協会の行う救済事業には公共性と公益性があり、それに協力する被告の行動は従って「公共性と公益性」があるというものであった。

(4)被告準備書面(2)で展開される「公共性と公益性」の主張は、甲1の記事に「公共性と公益性」があるかどうかを問題にせず、ひかり協会の事業に「公共性と公益性」があり、それに協力しているから被告には「公益性と公共性」があるとの主張で、問題の所在を取り違えていて失当であることを原告は批判した。これは端的に言うと「金魚のフンが金魚にくつついでいるから、フンは魚である」と言うに等しいものである。

(5)これまでの被告の準備書面に特徴的なことは、本件の争点より逸脱した主張が繰り返されて来たことである。そこで裁判官は書記官に命じ「争点整理メモ」を作成し、それに基づいた準備書面の提出を被告に要請した。争点整理メモに基づいて提出されたのが、被告準備書面(3)である。これに対する認否は色分けにより提出するようにとの裁判官の指示で、原告は被告準備書面(3)をそのまま使用し、否認は「赤」文字で、認は「青」文字で、不知は「緑」文字で識別して提出したのが原告準備書面(第4回)である。

(6)被告準備書面(4)は「原告は、損害賠償方式をお考えではないのか」という質問形式で尋ねるものであった。原告は、森永と被告の関係は「加害と被害」の関係であり、被害を償うために森永は賠償責任を果たしているのであり、その他の何ものでもないと反論した。それ以外に森永が善意で奉仕する理由はなく、「損害賠償制度」を認める主張は被告発行の文書、ひかり協会発行の文書にも掲載されているのである。即ち書証甲第63号証の1から3においてひかり協会が「新しいパターンの損害賠償制度である」と述べていることでも明白になっている。

(7)裁判官は原告に対して、原告提出の「書証」と原告準備書面との対応関係につき明らかにした文書の提出を命じ、原告は準備書面(第5回)第一でそれに応じた。更に原告は第二に於いて、被告準備書面(4)の質問に対する回答をすると共に、原告は被告に原告準備書面(第5回)に対する反論を要請し、もし反論がない場合には原告の主張を認めるものと認識すると、記述をしている。

(8)被告準備書面(5)は原告の反論要請を実行せず、被告が発した質問に答えた原告の主張に一言半句の反論もなされなかった。これは原告が「反論なき場合は認めたものと理解する」との主張を暗に認めたことである。そして被告が準備書面(5)で記述したことは、ひかり協会の救済事業に費用のかかることの説明である。これまた争点とは何等関係のない、単なる遅延行為である。

(9)被告準備書面(6)はひかり協会の救済事業の内、恒久対策案の実行状況についての説明であり、特に「具体的対策6イ年金」についての説明に多くの紙数を費やして、支給月額が低額なことを弁解しているのである。裁判官は被告準備書面(5)並びに(6)について、「争点とは関係ないこと」を理由に原告に反論する必要はないとの指示を出し、それにより原告はこの事実誤認の多い準備書面への反論を思いとどまったのである。

原告は裁判官の裁判指揮に誠実に対応しているのに反し、被告はいたずらに争点とは何等関係のない書面を連発し遅延を意図しているのは、誠実な訴訟行為とはいえない。被告はまた裁判官の指定した準備書面提出期限を再度厳守せず、甚だしきは約1週間も過ぎた後に提出するという杜撰ぶりである。原告は裁判の当事者になるのは生まれてはじめての経験であるが、提訴以前に抱いていた裁判に対する予断は「厳正」というものである。それがこの度当事者になって実感したのは、それとは懸隔したものである。被告代理人は原告が素人であることを理由に侮り、故意に遅延行為を繰返しているなら残念としか言いようがない。

(10)被告の準備書面(7)の主張の大要は今迄提出されて、既に原告の反論によって破綻したにもかかわらずそれを繰返しているのである。議論を深めようと思えば反論には再反論で応じ、真実に到達するよう努力するのが誠実な対応と思う。しかし残念ながら被告はあえて、議論がそれ違うことを望んでいるとしか思えない。原告は準備書面(第6回)において被告の準備書面(7)に直接反論せず、争点整理メモに従いこれまでの被告の主張を総合的に批判してきた。今回の原告準備書面(7)でも、争点整理メモに従い被告のこれまでの主張の変遷に重点を置いた批判をする。

3、(1)甲1によれば、文章⑤の動機を達成するために、原告が文章①を手段として利用したと被告は主張していると理解できる。文章⑤が事実無根であることは、甲第6号証から甲第18号証までの書証で証明されている。そこで被告は「恨みを募らせて」いる事実がないことに気付いたのか、「森永告発の人たちと同じ立場」(被告準備書面(7)13頁)とか、元森永告発・代表谷川氏の34年前に発表した文書(被告準備書面(8)28頁)と、原告が榎原氏のホームページ掲示板に書き込んだ内容が、似ているということに主張が変わって来た。それ故、谷川氏や当時森永告発の一部の人達と「同じ目標実現」のために闘っていると、強引に結びつけようとしている。そのようにしないと文章①、②、③、④の主張が矛盾してしまうからである。そこで小さな矛盾に眼をつむり文章①の「榎原氏を煽動した」と云う虚偽の事実を訂正して矛盾は隠蔽したまま押し通そうとしている。

(2)榎原氏が原告から煽動されて行動したことにするには、榎原氏を「守る会運動やひかり協会の行動にかかわらず、そのため、守る会の方針やひかり協会の救済事業について理解や知識がなかった人である。守る会の方針やひかり協会の救済事業について、広く議論がなされ、積み上げられていくことに関心のなかった人である。その殆ど何も知らない」(被告準備書面(3)6頁)人にしておく必要があったのである。しかし、原告の提出した甲第48号証から甲第59号証により榎原氏が被告の運動に熱心にかかわっていて、役員まで務めたことが明らかになった。

そのことにより被告の筋書きは破綻し、彌縫策として出したのが「榎原らの名前を借りての原告の運動」「原告の運動」(被告準備書面(7)3頁)に変わり、さらに榎原氏が設立し運営するホームページを「原告の運営する」(同上7頁)にしてしまった。さらに榎原氏が書いた文章まで原告が書いた(被告準備書面(8)6頁、乙4)ことにし、事実を歪曲しなくては辻褄が合わなくなつた。

原告は榎原氏のホームページに数多くの投稿をしているが、何れも実名を使用して匿名では一切書いてはいない。よりによって榎原氏の名前を使って掲示版に書き込まねばならない理由が、どこに存在するのであろうか。

(3)文章②については、再三述べてきたように原告と榎原氏は別行動をとったのであり、妨害行動を行った事実はない。争点整理メモの2.(1)、イについても「原告は具体的にどのような行動をしたのか」についての釈明はされていない。苦肉の策として「原告が現場へ来ていること自体が指導者として来ている」から妨害(被告準備書面(7)8頁)との記述をしている。

(4)文章③については、榎原氏のホームページ掲示板に書き込みをした原告の文章は、すべて真実に基づいて書いたものである。この掲示版は誰でも書き込めるもので、開かれた意見の交換の場である。言論の自由を保証された民主的なものであり、異論を排除するものではない。原告が批判をしたのが事実誤認であれば、被告やひかり協会は当然に反論すべきである。甲第20号証で明らかなように、ひかり協会の救済事業を批判する文章を原告は「週刊金曜日」に投稿した。これを書くに当たり原告は山田氏とひかり協会東中国地区センター事務所センター長平松邦夫氏に取材した。原告は掲載された「週刊金曜日」を平松氏に送り、反論があれば「週刊金曜日」に送るよううに要請する文書も同封した。これに対する反論は、甲第21号証にみると被告理事長前野直道氏が書き投稿された。原告のなした前野氏への反論が甲第22号証である。

前野氏は原告の反論に対して再反論をしないので、該ホームページ掲示板へ「再反論なき場合は原告の反論を認めた」とことになると再反論を要請する投稿をしたが、前野氏はこれに応じることはなかった。

原告が榎原氏のホームページへ書き込んだ文章のうち、被告が誹謗中傷だとして提出した書証を、番号順に示せば乙5、11、12、21、22、23、24、29、70、71、72、である。この中で被告に言及したのは乙7、8、9、11であり、その他はひかり協会批判である。原告のひかり協会の救済に対する批判に、事実誤認や見解の相違があれば、先ずひかり協会が反論すべきである。お互いに議論を闘わせて理解を深めるのが、言論の自由を掲げる民主的社會の要諦である。原告は具体的な事実を示して批判を展開しているのだから、反論は具体的な事実に則りなされるべきである。被告は反論行為を全く放棄して今になって感情的、あるいは情緒的に「誹謗中傷」と声高にさけび、果ては原告がひかり協会を批判したことまで取り上げて、被告に対する「誹謗中傷」であると主張している。これは反論の余地が無い場合、感情的に対応する以外に為すべき手段の尽きた者がなせる典型的な幼児的反応である。

例えば原告が主張する「恒久対策案1割実施」について、被告は否定するが具体的な事実の提示はない。原告は甲第29号証の52頁の第4表で、実施状況を具体的に提示しているのであるから、それを材料にすれば事は簡単であるが、被告は否定するが具体的ではなく、感情的にわめくだけである。被

告に対する批判は、即誹謗中傷にされてしまう。被告は勘違いをしているのではないかだろうか。被害者団体はどのような発言や行動をしても、外部から批判をされない「聖域」であると。

(5) 文章④についての被告の釈明は真実ではない。「協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に」近づいていった動機が、文章⑤の目的達成のためと被告は主張する。原告には、自分から山田氏や横田氏に近づいていく理由は存在しない。当時すでに山田氏と横田氏は90歳近くになり、榎原氏でさえも80歳前であった。これらの人達を煽動して被告の言う「原告の運動」に参加させて、どのような利点があるというのだろう。これらの高齢者を引き込むことは原告の負担になりこそすれ、なんの得にもならない。三氏は高齢に達していて、精神的にも身体的にも次第に不自由な域に達している。これらの人達に原告が近づいて行き、「不信や不満を増幅させ」るなどということは、常人の為し得ないことである。高齢者は常識的に言って、理解力が下降線をたどることはあっても、上昇することはない。原告が説得して「不満や不信を増幅」させることについての、被告の主張は合理的ではなく、苦し紛れの詭弁としかいいようがない。

言論の自由がない被告組織では、「不満や不信」は機関紙「ひかり」にも全く掲載されることはない。別組織であるひかり協会にたいする批判も、御法度である。全国大会で意見を述べるにも、事前に質問要旨を提出しなくてはならない。これは完全なる事前検閲制度である。会員に批判を許さず、外部からの批判も許さない、一種の閉鎖集団であるから、それをいいことに批判は存在しないと暗に強弁(被告準備書面(6)17頁)しているのだ。だから榎原氏のような人が現れると、途端に弾圧をはじめる。(甲第29号証55~56頁)

内部からも外部からも、ひかり協会と被告に対する批判は存在しないと思い続けているので、被告の気に入らない言辞が僅かでもあると、学者の論文にさえ横やりをいれることを平気でやるのである。甲第30号証の中島貴子氏の論文『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』に対して、被告は「能瀬英太郎氏の主張を引用」していることと、「人権擁護委員会への申立てをしているケースがあると述べるにとどまっている」と、インターネットに掲載された「論文の内容に危惧する被害者からの連絡」(甲第31号証)があつたので、真摯な対応をせよというのである。

中島氏が所属する「独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長」市川敦信氏にも「要請」文を送りつけて、中島氏の論文内容に「認識に誤りがあり、社会的にも大きな誤解を与える内容」「マイナスの影響も出ている」「事実確認の正確な把握」(甲第32号証)を要請している。

それほど「社会的に大きな誤解を与える内容」についてならば、その内容の「誤解をあたえる」部分と「マイナスの影響の出ている」の内容を明らかにすることが必要であるが、それは明示していないのである。被害者が「危惧」するほど重要なことなら「ひかり」紙上に「能瀬英太郎の主張」を掲載して、「誤解を与えないように」具体的に批判をすることが先決問題である。さらに「人権擁護委員会への申立てをしているケースがある」だけの事実記述では、なぜ不満なのかを明らかにしなくてはならない。著作に対して申入れをする場合、事実誤認であれば「取消し」か「訂正」を求めるのが普通である。「真摯な対応」とはどのような対応をすれば被告が納得するのか理解に苦しむことである。

被告の要請に対し市川敦信氏は「今回のご指摘が「学術研究の推進における事実誤認」と言う性格のものであるとすれば、「編集者への手紙」を下記論文審査委員長宛にお送り頂き、学術論文誌という公開の場において議論して頂くことがもっとも適正な方法であると考えます。」(甲第33号証)として、手紙の送付先を明示して公開の場での討論を提案している。

これに対して被告は沈黙をしたままである。「認識に誤りがあり、社会的にも大きな誤解を与える内容」が事実であるならなぜ沈黙してしまうのか。被告の要請が事実に基づいているなら相手が学者であろうと、誰であろうと堂々と主張すべきは主張すべきではないだろうか。それを為さないことは、論文にまで介入をして批判を封殺する意図があったとしか思えない。結局は中島氏が論文で引用した原告のレポートには「認識に誤り」がないことを、被告自身が沈黙することによって認めたことになる。

(6)文章⑤について「森永告発」を「支援者でなく妨害者」との決定に「恨みを募らせ」たとする動機の設定は合理的ではない。被告の声明は昭和50年(1975年)に出されたもので、原告が山田氏の現状をルポで発表した時から27年も遡るのである。その時点で既に「森永告発」は解散しているし、それほど長期にわたって恨みを持続することなどあり得ないことがある。個人対個人の恨みならそれは理解できないことはないし、講談にも「敵討物語」は格好な演目になっている。しかしこれは団体対団体の問題であり、しかも片方は自然に消滅して久しく、その中の個人が相手に対して27年間も「恨みを抱く」などということが、現実問題としてあり得るだろうか。忠臣蔵でもあるまいし、原告が森永告発にそれほど忠義立てする理由はない。

次に疑問なのが、27年も経過した後、という時期の設定である。そのように長く恨みを抱き続けることは、結局はそれだけ原告も年齢を重ねることもあり、身体的にも精神的にも老化することである。若くて行動力のある時期を選ばずにそれまで待っていたことは、被告の説明では「親族活動家がいな

くなる時期」(甲第1号証)をまっていたということなる。親族活動家、即ち親たちが死ぬのをまっていたということらしい。大体親族活動家達の死去情報をどうして入手できるのか。「ひかり」には岡崎氏は勿論のこと親族活動家の訃報などは掲載しない。原告には、ジェームス・ボンドのような情報収集能力は持ち合わせていない。

以上のように甲第1号証の記事は、矛盾だらけで合理的ではない。これは根拠のない事実を羅列したため原告の反論により各所に論理的破綻をきたしていることからも明白で、妄想が生み出した産物としかいいようがない。

4、被告は原告が今までに要求した求釈明に誠実に答えるべきである。答えられないとすれば、原告が要求した求釈明事項は事実無根のことを被告は述べていると断定せざるを得ない。

被告第8回準備書面の特異部分の指摘

被告第8回目の準備書面「証拠証明書」の「立証事項」冒頭にある内容	評価
<p>「原告が、共産党にメールを送った事を榎原のホームページの掲示板に書き込んだ。このメールを送ったことやメールの内容からして、原告は共産党嫌いである。原告が森永告発の思想の持ち主であることが伺われる。原告は、協会は加害者寄り、反被害者的だと中傷している。国会議員による追及をこのころから考えている。…(後略)…」</p>	<p>まさに戯画的だ。自ら進んで「党派性」を丸出しにする組織も珍しい。</p> <p>しかし、…こういったことを唐突に持ち出す感性は理解に苦しむ。まさに、KYを超えている。真意を被告に聞きたいものだ。想像するに、およそ裁判で勝ち目はない所業を共産党の「ご印籠」でなんとかしようとする意図だろうか？いやいや、そんなことでは説明がつかない公文書だ。</p> <p>それに「森永告発の思想の持ち主」って何だろう？</p> <p>森永告発は考え方など十人十色の、自由市民ネットワークであった。</p> <p>「共産党嫌いが森永告発の思想」と断定するのなら、被告は「日本国民は共産党嫌いである」と国民に噛み付いていきことになる。</p> <p>それとも、被告は、「公害被害者は思想改造教育を受けて共産党支持者にならなければいけない」とでも言いたいのだろうか？</p> <p>「加害企業との協調」を掲げ、一方で運営に批判的な被害者家族へ暴言を吐き、いじめ抜くという奇妙な「被害者団体指導部」が、「原告は共産党嫌いだ」と主張するのなら、日本共産党中央委員会宛に質問したくなるのは、国民として当然の感情ではないか。</p>

準備書面本文	
P.1 山田一之氏(以下山田という) 榎原伊織氏(以下単に榎原という)	<p>業務契約書じやあるまいし、そこまで省きたいなら、甲乙丙丁と記号にすべきだろう。</p> <p>山田氏、榎原氏と書けばいいものを、たった一文字の「氏」を省いてまで、被害者の親をまるで犯罪者であるかのように呼び捨てにし、見せしめにしたがつているとしか思えない。</p> <p>榎原氏にいたっては「単に」がオマケでついている。高齢の被害者家族の親の尊厳をおおっぴらに否定し、意に沿わない被害者家族を平然と貶めて良心の呵責すら感じないこの姿は、映画「クロッシング」の某国党員のえげつない姿と思わずダブってしまうのは多少センチにすぎるだろうか。こういうところに体質が現われている。</p> <p>こんな感覚や「風習」で構成員が何十年間も教育され続けているとすれば、ただ、あきれるばかりである。</p>

【参考資料】

争点とはまったく関係ないが、被告が調子にのって言い募るので、最小限の事実紹介として、原文を紹介しよう。

能瀬氏が被害者家族の運営するウェブサイトの掲示板へ書き込んだ内容のうち、日本共産党に関係するものはごくわずかであるが、その内容は以下のとおりである。これが被告の気に障っているのだろうか？（青字は能瀬氏の質問、赤字は日本共産党の回答）

「No.40日本共産党への質問 投稿者:能瀬英太郎 2003年9月9日(火)11:40」

8/23に日本共産党中央委員会へメールを送りました。下記のようないようです。
ひかり協会へ就職したところ日本共産党への入党を強く勧誘され、いやになって退職したという話をさきました。直接ではないにしてもかなり貴党の影響が強いような噂は、森永砒素ミルク中毒の被害者を守る会の会員間ではよく知られています。
もしそうでも、被害者の味方になって働いてくれれば、誰も異存はないのですが、自分たち職員の待遇ばかり気をつかって、肝心の被害者の救済には不熱心で困ります。被害者救済の憲法ともいえる「恒久対策案」からは後退ばかりして、加害者森永寄りの政策は目にあります。貴党の政策とはかけ離れ、大企業「森永」を救済するような現在のひかり協会は反被害者的ともいえます。もし貴党と無関係ならば、このひかり協会の運営ぶりを国会で追及してもらいたい。もし関係があるなら早急に被害者寄りの政策をとるよう指導してもらいたい。

以上のようなメールをおくりました。するとすぐに返事がありました。

能瀬氏は、以上のようなメールを日本共産党中央委員会へ送ったとのことである。するとすぐに下記のような返事があつたらしい。

メール受け取りました。
日本共産党中央委員会メール室
8/23,14.34

能瀬氏は、日本共産党の無回答に対し、さらに催促をした。

No.41 日本共産党からの回答が来ました 投稿者:能瀬英太郎 2003年9月10日(水)10:55

私の8/23日の質問にたいする回答がないので、9/2日に催促をしました。そのおり質問と回答はこの掲示板に載せることをつくわえました。そして当ホーム・ページのアドレスも知らせておきました。それらのことを念頭にいれて、回答をお読みください。

すると日本共産党からようやく回答がきた。

私たちは、森永ヒ素ミルク中毒の被害者のみなさんが、1973年の三者会談確認書にもとづく被害者救済の恒久対策を実施・拡充させるため、苦難をのりこえ頑張っておられることに敬意を表します。「ひかり協会」は、救済事業をなうという公的役割をもつ法人であり私たち政党とは特別の関係をもちませんが、被害者の意見を尊重し「守る会」と協力して三者会談にもとづく事業を実施しているものと考えます。

日本共産党質問回答係

03/09/09 11.37

これが日本共産党の、「ひかり協会」や被告団体の現状への「評価」である。

気に食わない被害者家族を徹底的に抑圧し、言論を封殺しても、日本共産党からは「褒めてもらえる」被告。ならば、能瀬氏の質問に感謝すべきではないか?なぜって、能瀬氏はコメントを付けずに、日本共産党の回答をそのまま掲載してくれているのであるから…。卑しくも公党が、被告の現状に敬意を表していることは、なかなか注目に値する内容だ。もっと被告は喜んでいいはずだ。

能瀬氏に対して、何をわんわんと噛み付いているのだろうか?

記憶の風化が招く公害の再発

■中身が変質・転倒した「恒久救済」

他の賠償金一時支給方式の公害事件と比較すると、現状の森永事件の被害者は、救済基金が当初約束した救済事業をほとんど実施しないことにより、実質的に金銭支給に矮小化され、一時賠償打ち切り方式より、さらに低俗な制度と化している。

その現状であるところの、恒久救済ではない打ち切り賠償方式化した現状を素直にみた場合、森永事件の被害者は、当然受け取る権利のある補償額のごく一部を「恒久」という名の下に、長期分割払いを受け取っているに過ぎないという構図が明確になる。

しかも死亡と共に早期に支給が打ち切られると、総支給額は著しく低下する。打ち切り方式よりも悪いのは、高額の給与を手中にする専従者集団が、被害者へ流れる救済資金を多額に浪費している事実である。「恒久救済」は、彼らの存在理由を自己弁護する単なる口実・表向きの看板に堕している。

恒久救済対策は、被害者に健常者と同様の人間らしい幸せを実現するためにあらゆる努力を投入する、との理念を実現し、約束された救済事業内容が発足当時の精神で、誠実かつ完全に実施されれば、その時点ではじめて評価されうるものである。

ところが、「恒久」という外形だけが看板とともに悪用されると、単純機械的な「長期」となり、「長期」のなかで金銭支給に集中傾斜すると、今度は一時金賠償方式より俗悪なものに成り下がる。しかも賠償総額の圧縮が可能となるトリックも可能となる。

さらに恒久救済が形骸化すると、その美名の看板は、実際には行わない「救済事業」を「推進するため」と称した専従者集団が、恒久的に巣食う格好の口実となる。

多くの資金が人件費などの固定費と彼らが被害者支配の都合で配置する取り組みに消費され、一部の者の利益を優先する集団の根城へと変貌する。これらの相乗効果により、逆に「加害者への負担軽減」と「被害者への非道で差別的な抑圧的管理支配」が徹底されるといった現象が起きる。

「基金方式」を「救済案」として他の団体へしきりと「お勧め」する動きには更に注意が必要だ。一時金賠償支払い方式では、職業的政治集団が入り込む余地がないが、「基金」組織が誕生した場合、そこへ政治集団が入り込みそれにタ力って前述のように根城とし、恒久的にピンはねを続けることが可能となる。「性善説」でそれを防止することは不可能だ。最初は天使の顔をして近づいてくるからだ。10年くらいたって、組織の中枢にシンパが送り込まれた頃に、突然浮上が始まり、市民的良識への牙がむかれる。おかしいと思う被害者家族には、奴隸になるか、追放に甘んじるかの二者択一が迫られる。一步間違えると、金の力と「被害者組織」という「看板」を最大限活用して、外部からの批判を封殺し、長期に亘って不正常な運営が可能になるという、諸刃の剣的要素があることに大きな注意が必要だ。

(詳しくは下記掲載、能瀬英太郎氏のレポート [「森永ヒ素ミルク中毒事件 発生から50年」](#) を参照)

絵に描いた餅と化している、わが国の「食の安全」

現在の同事件の重症被害者の抱える問題を直視すると、半世紀たっても変化しない公害問題の本質を見出さざるを得ない。

我が国において、食の安全にかかる問題が何度も何度も癒りずに発生する起源の一つが、この戦後初の食品公害事件の和解後のあり方の異常性と、それを黙殺する広域かつ政党政派までが加担した共犯者ネットワークの存在に起因するを考える。

「被害者救済に骨を折っている森永の元社員」といった「美談」が一部メディアで麗々しく「感動的に」展開される一方で、被害者家族が重苦しい現実に憤りを示し、それを発言することに対して「被害者団体」が弾圧を加えている事実、この二つの相矛盾する現状を直視するとき、第二の、しかも最高に巧妙な粉飾をもった巨大な犯罪が開始されていると推測するのは邪推にすぎないのでしょうか？

公害事件のおびただしい死者たちは、真実の解明を天上から望んでいます。「死人に口なし」と秘かに考え、己さえ良ければと、苦しむ者の現実に目を閉ざし、その上にたむろしてはばかりることのない者たちを天が許すことはない。

→[過去ログストック\(アーカイブ\)](#)

当サイト及び能瀬訴訟等に関するご意見をお待ちしております。

なおご意見は、投稿者の許可無く公表はしませんのでご安心下さい。

〒700-0811 岡山市北区番町1-10-30

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館 宛

電話でのご連絡はご遠慮下さい。

[トップページへ戻る](#)

